



今年の1月から施行される制度の改正点を、掻い摘んでお知らせします。  
皆さんの生活保障に関わる改正ですので、確認しておきましょう！



## 【雇用保険制度】マルチジョブホルダー制度

- 複数の事業所で働く65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所で適用要件※を満たす場合、本人の申出により雇用保険の被保険者（マルチ高齢被保険者）となることができる制度がスタートしました。  
※適用要件※
  - ① 65歳以上の労働者
  - ② 2つの事業所（週所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して20時間以上になる
  - ③ 2つ以上の事業所の雇用見込みが31日以上
- 加入手続きは本人が行いますが、事業主記載欄がありますので、本人からの記載依頼に対応が必要です。資格喪失の手続きも同様です。
- 雇用保険料は通常の雇用保険と同様の料率で、本人及び事業主が負担します。
- 給付は一時金で、1つの事業所のみ離職した場合でも給付されます。



## 【健康保険制度】傷病手当金の支給期間の通算化

- 傷病手当金は、支給開始から1年6ヶ月という期間の上限がありますが、期間中に一時的に復職して傷病手当金が支給されない日がある場合は、その日分の期間を延長し、通算して1年6ヶ月まで支給されるように改定されました。
- 治療のため入退院を繰り返す方にとっては、療養と就労の両立がしやすくなります。



## 【健康保険制度】任意継続被保険者制度の見直し（健康保険組合に加入している方のみ）

- 社員が退職した後も、引き続き退職前に加入していた健康保険の被保険者になることができる「任意継続被保険者制度」の保険料の算定方法が見直されます。

これまで	令和4年1月～
①従前の標準報酬月額 ②保険者の全被保険者平均の標準報酬月額 上記いずれか低い額に、保険料率を乗じた額	健康保険組合の規約により、 【従前の標準報酬月額】と定めることが可能になる。

健康保険組合の実情に応じて、高額な給与を受けていた方など、退職前と同等の応能負担を課することが可能になりましたので、健康保険組合に加入されている事業所様は、念のため組合に確認しておきましょう。

